

令和7年度 上里町一般会計予算

令和7年度上里町一般会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,733,880千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した報酬、給料、職員手当、共済費及び旅費（ただし、報酬及び旅費については会計年度任用職員に係るものに限る。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和7年3月21日提出

上里町長 山下博一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 町 税		4,089,397
	1 町 民 税	1,723,360
	2 固 定 資 産 税	2,018,852
	3 軽 自 動 車 税	127,092
	4 町 た ば こ 税	220,093
2 地 方 譲 与 税		115,400
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	26,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	86,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	3,400
3 利 子 割 交 付 金		1,500
	1 利 子 割 交 付 金	1,500
4 配 当 割 交 付 金		20,000
	1 配 当 割 交 付 金	20,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		28,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	28,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		44,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	44,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		630,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	630,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		7,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	7,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		22,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	22,000
10 地 方 特 例 交 付 金		28,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	28,000
11 地 方 交 付 税		1,300,000

(単位：千円)

款	項	金額
11 地方交付税	1 地方交付税	1,300,000
12 交通安全対策特別交付金		4,479
	1 交通安全対策特別交付金	4,479
13 分担金及び負担金		14,694
	1 負担金	14,694
14 使用料及び手数料		97,646
	1 使用料	86,587
	2 手数料	11,059
15 国庫支出金		2,011,490
	1 国庫負担金	1,411,548
	2 国庫補助金	594,163
	3 委託金	5,779
16 県支出金		898,640
	1 県負担金	620,454
	2 県補助金	202,212
	3 委託金	75,974
17 財産収入		7,485
	1 財産運用収入	7,483
	2 財産売却収入	2
18 寄附金		84,000
	1 寄附金	84,000
19 繰入金		1,494,283
	1 基金繰入金	1,494,280
	2 特別会計繰入金	3
20 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000

(単位：千円)

款	項	金額
21 諸 収 入		128,366
	1 延滞金・加算金及び過料	6,286
	2 預 金 利 子	10
	3 貸 付 金 元 利 収 入	981
	4 雑 入	117,242
	5 受 託 事 業 収 入	3,847
22 町 債		1,607,500
	1 町 債	1,607,500
歳 入	合 計	12,733,880

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		105,316
	1 議 会 費	105,316
2 総 務 費		1,671,251
	1 総 務 管 理 費	1,330,934
	2 徴 税 費	188,533
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	99,632
	4 選 挙 費	17,949
	5 統 計 調 査 費	33,609
	6 監 査 委 員 費	594
3 民 生 費		4,993,484
	1 社 会 福 祉 費	2,323,485
	2 児 童 福 祉 費	2,669,899
	3 災 害 救 助 費	100
4 衛 生 費		1,974,618
	1 保 健 衛 生 費	1,575,176
	2 清 掃 費	399,442
5 農 林 水 産 業 費		167,588
	1 農 業 費	167,588
6 商 工 費		90,526
	1 商 工 費	90,526
7 土 木 費		1,010,798
	1 土 木 管 理 費	64,860
	2 道 路 橋 り よ う 費	373,559
	3 河 川 費	2,488
	4 都 市 計 画 費	514,099
	5 住 宅 費	55,792

(単位：千円)

款	項	金額
8 消 防 費		510,413
	1 消 防 費	510,413
9 教 育 費		1,357,047
	1 教 育 総 務 費	415,134
	2 小 学 校 費	151,653
	3 中 学 校 費	272,980
	4 社 会 教 育 費	221,406
	5 保 健 体 育 費	295,874
10 公 債 費		829,991
	1 公 債 費	829,991
11 諸 支 出 金		2,848
	1 基 金 費	2,847
	2 貸 付 金	1
12 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出	合 計	12,733,880

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公 共 用 地 先 行 取 得 事 業 (令 和 7 年 度 取 得 分)	令和7年度以降	上里町土地開発公社が町の行う公共事業の用地の先行取得に要する額
農 業 近 代 化 資 金 利 子 補 給 (令 和 7 年 度 分)	令和7年度以降	当該資金の貸付により生じる融資平均残額の1.0%以内に相当する額
第6次上里町総合振興計画等策定支援業務委託	令和8年度	9,394
第3次上里町環境基本計画策定業務委託	令和8年度	5,252

第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
国民保護対策事業	3,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上げ償還又は低利に借りかえることができる。
庁舎管理事業	38,200			
男女センター・児童館・公民館複合化等事業	421,900			
保健センター等複合施設整備事業	647,200			
道路維持補修事業	76,500			
藤木戸勝場線歩道整備事業	60,700			
都市計画道路整備事業	10,900			
都市計画事業	58,500			
住宅管理事業	21,300			
消防施設整備事業	37,800			
災害対策事業	11,600			
中学校管理運営事業	181,700			
公民館管理事業	3,600			
体育施設管理運営事業	34,600			
計	1,607,500			

令和 7 年 度

上里町国民健康保険特別会計予算

令和7年度 上里町国民健康保険特別会計予算

令和7年度上里町国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,254,706千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和7年3月4日提出

上里町長 山下博一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		556,174
	1 国 民 健 康 保 険 税	556,174
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2
	1 手 数 料	2
3 県 支 出 金		2,355,393
	1 県 補 助 金	2,355,393
4 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
5 繰 入 金		339,429
	1 他 会 計 繰 入 金	339,428
	2 基 金 繰 入 金	1
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 諸 収 入		3,706
	1 延 滞 金 及 び 過 料	3,701
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	4
歳 入	合 計	3,254,706

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		79,586
	1 総 務 管 理 費	72,103
	2 徴 税 費	6,694
	3 運 営 協 議 会 費	542
	4 趣 旨 普 及 費	247
2 保 険 給 付 費		2,329,714
	1 療 養 諸 費	1,991,159
	2 高 額 療 養 費	327,468
	3 移 送 費	32
	4 出 産 育 児 諸 費	8,004
	5 葬 祭 諸 費	3,000
	6 傷 病 手 当 金	51
3 国民健康保険事業費納付金		784,869
	1 医 療 給 付 費 分	529,942
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	193,089
	3 介 護 納 付 金 分	61,838
4 保 健 事 業 費		53,668
	1 保 健 事 業 費	16,269
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	37,399
5 基 金 積 立 金		2
	1 基 金 積 立 金	2
6 諸 支 出 金		3,867
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3,866
	2 繰 出 金	1
7 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000

(単位：千円)

款	項	金 額
歳 出	合 計	3,254,706

令和 7 年 度

上里町介護保険特別会計予算

令和7年度 上里町介護保険特別会計予算

令和7年度上里町介護保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 218, 209千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和7年3月4日提出

上里町長 山下博一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 介 護 保 険 料		545,651
	1 介 護 保 険 料	545,651
2 国 庫 支 出 金		401,483
	1 国 庫 負 担 金	356,328
	2 国 庫 補 助 金	45,155
3 支 払 基 金 交 付 金		557,486
	1 支 払 基 金 交 付 金	557,486
4 県 支 出 金		309,290
	1 県 負 担 金	287,700
	2 県 補 助 金	21,590
5 繰 入 金		404,272
	1 一 般 会 計 繰 入 金	387,023
	2 基 金 繰 入 金	17,249
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 諸 収 入		26
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	1
	2 雑 入	25
歳 入	合 計	2,218,209

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		91,532
	1 総 務 管 理 費	49,609
	2 徴 収 費	4,468
	3 介 護 認 定 審 査 調 査 費	37,158
	4 趣 旨 普 及 費	297
2 保 険 給 付 費		1,981,619
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	1,845,552
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	43,942
	3 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	40,537
	4 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	5,970
	5 審 査 支 払 手 数 料	1,136
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	44,482
3 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
4 地 域 支 援 事 業 費		143,754
	1 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	60,611
	2 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 費	83,143
5 諸 支 出 金		803
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	802
	2 繰 出 金	1
6 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	2,218,209

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
上里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定等業務委託	令和8年度	4,389

令和 7 年 度

上里町後期高齢者医療特別会計予算

議案第25号

令和7年度 上里町後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度上里町後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 450, 465千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月4日提出

上里町長 山下博一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料		319,197
	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料	319,197
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 繰 入 金		116,328
	1 一 般 会 計 繰 入 金	116,328
4 繰 越 金		500
	1 繰 越 金	500
5 諸 収 入		14,439
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 預 金 利 子	1
	3 受 託 事 業 収 入	11,947
	4 雑 入	2,489
歳 入 合 計		450,465

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		29,872
	1 総 務 管 理 費	27,802
	2 徴 収 費	2,070
2 後期高齢者医療広域連合納付金		419,182
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	419,182
3 諸 支 出 金		911
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	910
	2 繰 出 金	1
4 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	450,465

令和 7 年 度

上里町水道事業会計予算

令和7年度 上里町水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和7年度上里町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	13,587 戸
(2) 年 間 給 水 量	3,482,000 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	9,540 m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業	
イ 配水管布設工事等	154,460 千円
ロ 老朽管更新事業	100,000 千円
ハ 浄水場更新工事	1,078,299 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 事 業 収 益		617,746 千円	
第 1 項 営 業 収 益		472,412 千円	
第 2 項 営 業 外 収 益		145,333 千円	
第 3 項 特 別 利 益		1 千円	
	支	出	
第 1 款 事 業 費	529,611 千円		
第 1 項 営 業 費 用	487,413 千円		
第 2 項 営 業 外 費 用	36,198 千円		
第 3 項 特 別 損 失	2,000 千円		
第 4 項 予 備 費	4,000 千円		

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額155,432千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額122,652千円及び当年度分損益勘定留保資金32,780千円で補てんするものとする。)

収 入		
第 1 款	資本的収入	1,378,860 千円
第 1 項	企業債	1,367,200 千円
第 2 項	補助金	120 千円
第 3 項	負担金	11,540 千円
支 出		
第 1 款	資本的支出	1,534,292 千円
第 1 項	建設改良費	1,376,556 千円
第 2 項	企業債償還金	157,736 千円

(継続費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額 (千円)	年度	年割額 (千円)
1資本的支出	1建設改良費	上里町浄水場・第二浄水場 (自家発電設備) 第2次更新工事	585,200	令和7年度	234,000
				令和8年度	258,000
				令和9年度	93,200

(債務負担行為)

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
上里町水道事業ビジョン 策定業務委託	令和 8 年度	11,024
上里町浄水場 (自家発電設備) 第 2 次更新工事施工監理業務委託	令和 8 年度から令和 9 年度まで	10,570

(企 業 債)

第 7 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良事業 老朽管更新・ 配水管布設工事等 浄水場更新事業	1,347,200	普通貸借又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構について、利 率見直しを行った後 においては、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するものによる。 ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上げ償還又は低利に借りかえることができる。
資本費平準化債	20,000			
計	1,367,200			

(一時借入金)

第 8 条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 9 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用
- (2) 建設改良費、企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 10 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 56,796 千円 |
| (2) 交際費 | 10 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第 11 条 たな卸資産の購入限度額は、5,759千円と定める。

(他会計からの補助金)

第 12 条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

- | | |
|---------------------------|-----------|
| (1) 物価高騰対策水道基本料金等減免に要する経費 | 67,333 千円 |
|---------------------------|-----------|

令和7年3月4日 提出

上里町長 山下博一

令和 7 年度

上里町下水道事業会計予算

令和7年度 上里町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度上里町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	1,340 戸
(2) 年 間 有 収 水 量	448,000 m ³
(3) 一 日 平 均 有 収 水 量	1,227 m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業 イ 汚水管渠築造事業	376,026 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 下水道事業収益		275,931 千円
第1項 営業収益		79,964 千円
第2項 営業外収益		195,966 千円
第3項 特別利益		1 千円
	支 出	
第1款 下水道事業費用		275,458 千円
第1項 営業費用		231,583 千円
第2項 営業外費用		42,874 千円
第3項 特別損失		1 千円
第4項 予 備 費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額76,095千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 24,156千円、過年度分損益勘定留保資金51,939千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第 1 款 資本的収入		497,259 千円	
第 1 項 企業債		339,300 千円	
第 2 項 国庫補助金		115,000 千円	
第 3 項 分担金及び負担金		3,698 千円	
第 4 項 他会計補助金		20,861 千円	
第 5 項 他会計負担金		18,400 千円	
	支	出	
第 1 款 資本的支出		573,354 千円	
第 1 項 建設改良費		439,517 千円	
第 2 項 企業債償還金		133,837 千円	

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める

事 項	期 間	限 度 額
下水道改造資金融資あっせんに対する損失補償（令和7年度分）	令和7年度から 令和10年度まで	当該資金の貸し付けにより生ずる元金、利 子及び遅延金に相当する額

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	249,100千円	普通貸借又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構について、利 率見直しを行った後 においては、当該見直 しの利率)	政府資金については、その融資条 件により、銀行その他の場合には債 権者と協定するものによる。 ただし、企業財政その他の都合に より据置期間及び償還期間を短縮し、 若しくは繰上げ償還又は低利に借り かえることができる。
流域下水道事業 建設負担金	44,300千円			
資本費平準化債	45,900千円			
計	339,300千円			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用
- (2) 建設改良費、企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 30,007 千円

令和7年3月4日 提出

上里町長 山下博一

令和 7 年 度

上里町農業集落排水事業会計予算

令和7年度 上里町農業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度上里町農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	68 戸
(2) 年間排水量	15,282 m ³
(3) 一日平均排水量	42 m ³
(4) 主な建設改良事業 イ 農業集落排水処理施設工事	686 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 農業集落排水事業収益	12,045 千円
第1項 営業収益	2,575 千円
第2項 営業外収益	9,470 千円
	支 出
第1款 農業集落排水事業費用	15,250 千円
第1項 営業費用	14,464 千円
第2項 営業外費用	786 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 資本的収入	7,320 千円
第 1 項 企業債	5,600 千円
第 2 項 出資金	75 千円
第 3 項 他会計補助金	1,645 千円
支 出	
第 1 款 資本的支出	7,320 千円
第 1 項 建設改良費	686 千円
第 2 項 企業債償還金	6,634 千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業債 農業集落排水建設 改良事業	600千円	普通貸借又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構について、利 率見直しを行った後 においては、当該見直 しの利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するものによる。 ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上げ償還又は低利に借りかえることができる。
資本費平準化債	5,000千円			
計	5,600千円			

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用及び営業外費用の間の流用
- (2) 建設改良費及び企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,550 千円

令和7年3月4日 提出

上里町長 山下博一

